

東京都内水面漁場管理委員会指示 第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、令和7年8月4日付東京都内水面漁場管理委員会指示第3号は令和8年 月 日限り廃止する。

令和8年 月 日

東京都内水面漁場管理委員会 会長 安永勝昭

（漁業権の行使の制限）

- 1 内共第13号及び内共第14号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

（採捕の制限）

- 2 （1）遊漁者は、内共第13号及び内共第14号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協力しなければならない。
- （2）何人も次に掲げる基点アと基点イとを結ぶ線から基点ウと基点エとを結ぶ線までの多摩川本流の区域においては、しじみを採捕してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が別に定める承認基準に規定する特別な場合はこの限りではない。

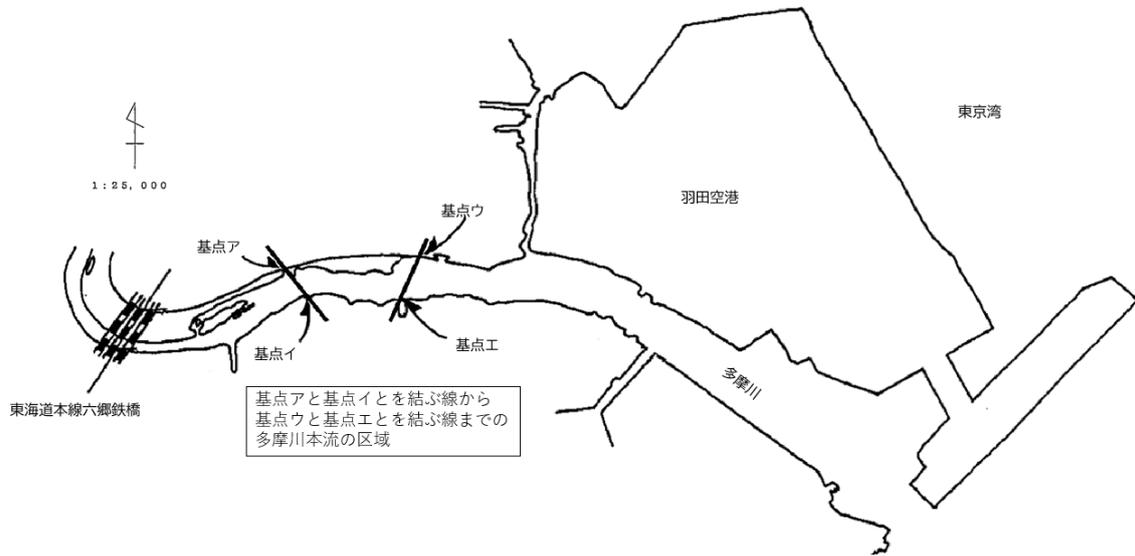
基点ア 東京都大田区南六郷2丁目六郷水門下流端

基点イ 神奈川県川崎市川崎区中瀬1丁目味の素株式会社川崎工場三工樋管下流端

基点ウ 東京都大田区本羽田3丁目東京電力荻中線 No.8 送電鉄塔

基点エ 神奈川県川崎市川崎区大師河原1丁目新日本製鐵水門上流端

(採捕禁止区域図)



(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和8年 月 日から令和9年 月 日までとする。(1年間)